

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成28年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市神足焼町1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社 代表取締役社長 小山 一弘 電話：075-956-8151					
主たる業種	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	半導体及び関連製品の生産活動、製品、サービスにおいて「顧客満足度向上」、「地球環境との共存、汚染の予防」等を実現するために、各人・各部門が役割を認識し、継続的な改善を行う。						
計画を推進するための体制	品質・環境・労働安全衛生マネジメントシステム活動推進体制の中、環境責任者、環境事務局を配置し環境マネジメントシステム（ISO14001）での計画の進捗管理を実施						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	28,556.1 トン	29,205.3 トン	29,637.2 トン	29,848.8 トン	3.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	29,090.7 トン	27,355.6 トン	27,787.5 トン	27,999.1 トン	-4.7 パーセント	
目標の根拠	平成31年度までの具体的取組み実施、省エネ活動推進によりCO2排出量を削減する						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所等 (長岡地区)	事業活動に伴う排出の量 (トCO2*10/床面積)	2.43	2.38	2.41	2.41	-1.24 パーセント
	工場 (亀岡事業所)	事業活動に伴う排出の量 (トCO2/生産高*10)	7.11	7.09	7.03	6.94	-1.41 パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	平成31年度までの具体的取組み実施、省エネ活動推進によりCO2原単位を削減する						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		73.0 パーセント	73.0 パーセント	76.0 パーセント	80.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	・組合事務所統合による空調機停止しによる電力削減 ・レゾナントコップレジャーからインバーター式スリューコップレジャーへの切替					
	(30)年度	・井戸No.6号汲み上げポンプインバータ制御 ・窒素供給方法見直しによる窒素発生装置の停止					
	(31)年度	・A棟電気室低負荷トランス統合 ・パッケージエアコンの更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	・基本的に公共交通機関の利用を推進。大半の従業員が利用。 ・出張時社用車利用の厳正化を実施している。 ・構内アイドリングストップの徹底&構内徐行走を標記					
	上記の措置を採用する理由	(1)交通CO2低減、(2)周辺地域での通勤時間帯交通渋滞抑制、(3)通勤面の安全確保、並びに交通事故リスク低減。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・各種環境行事（森林ボランティア活動・樹木の保全、清掃活動）に参画活動実施。 ・京都府（環境省）が提唱する「ライトダウンキャンペーン」に毎年登録。 ・給与日前、連休前、月末金曜日を無残業日に設定、社内放送で啓発など。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。